

サービス統計・企業統計部会の審議状況について
(港湾調査の変更)(報告)

資料5

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 計画の変更 (1)本調査の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本調査では、統計調査員又は都道府県等の港湾管理者が、船舶が入港した都度、入出港届や係留施設等使用許可申請の情報を基に、調査事項の実態を把握している報告者を特定して調査を依頼するとともに、報告された情報に加え、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)上にある貨物の輸出入情報などの行政記録情報等を活用して調査票を作成 ○ 調査系統や情報の入手方法が複雑であることから、令和元年答申において「調査方法の再整理」を行うことを「今後の課題」として指摘 ○ 令和元年答申を踏まえ、国土交通省は、本調査の実施体制等について、全ての甲種港湾及び乙種港湾を対象にアンケートを実施し、以下のような業務実態にあることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ・調査事項ごとの報告者は、調査計画上の報告義務者とおおむね合致 ・統計調査員は、都道府県、市区町村、漁業協同組合、関係団体等の職員が兼務していることが多い。 ・都道府県は、統計調査員が取りまとめた調査票のチェック、疑義照会の後、港湾ごとに集計表を作成 	●	●	<p>【調査票のチェック体制について、第2回部会で引き続き審議】 (統計調査員や都道府県職員等の体制・兼務状況・役割分担、報告者における調査票の作成・回答方法、入出港届等の行政記録情報等の利用状況などについて確認)</p> <p>【委員からの主な御意見等】 ◆各港湾における調査票のチェック体制については、国で統一したチェックリストを整備するなど、チェック体制をより高める方策を検討すべき。 ◆サイバーポートの導入でシステムによるチェックが進むとしても、現時点で何をチェックしている、どういうチェックが必要なのか、整理する必要があるのではないかと。 ◆システムでは解決できない人為的なミスが実務上どのようなところで発生しているのかについても把握すべき。 ◆NACCSデータを利用していない港湾があるのは、購入費用の制約があるためなのか。</p>
(2)調査方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年調査(甲種港湾:令和6年1月分、乙種港湾:令和6年分)から、「サイバーポート」を用いたオンライン報告を追加 ○ 調査計画上の調査方法に「郵送調査」を追加 	●	●	<p>【変更内容の一部について、第2回部会で引き続き審議】 (令和5年1月分調査に限り、甲種港湾(166港)のうち4港において実施したサイバーポートの試験導入の効果や課題について確認。また、令和5年12月に予定されている試験運用について、基幹統計調査の実施に支障は生じないことを確認)</p> <p>【委員からの主な御意見等】 ◆サイバーポートの導入により、外貨についてはNACCSからデータを取り込めるようになるが、内貨についてもExcelや紙の調査票の読み込みではなく、自動で取り込めるような仕組みを考えてはどうか。 ◆サイバーポートの利用を積極的に働き掛けるという点について、例えば、現在、国土交通省が提供している共通集計システムを使用している港湾については全て、サイバーポートを使用してもらうような対応はできないのか。 ◆サイバーポートの利用促進については、行政側のメリットだけでなく、民間企業に導入してもらうためのインセンティブを考えることが重要</p>
(3)調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県において保存されている調査票情報を国土交通省において「サイバーポート」により一元的に永年保存 	●	●	(第2回部会で審議)
(4)集計表の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甲種港湾に関する集計表のうち、二港間の貨物流動量について、港別・品種別の貨物量合計のみの表を「主要表」、二港間の貨物流動量については「詳細表」として区分し、利用上の留意点を統計ユーザーに周知 	●	●	(第2回部会で審議)

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
2 令和元年答申における「今後の課題」への対応状況 (1)調査方法の再整理	○ 本調査の特性を踏まえ、報告者、統計調査員及び都道府県のそれぞれの立場における役割を整理し、必要に応じて調査計画の見直しを検討すること。	●		【第2回部会で引き続き審議】 ※1(1)及び(2)の審議の中で議論
(2)公表の区分・期日等、集計事項に関する不断の見直し	○ 本調査の公表の区分・期日等については、本調査の特性を踏まえ、調査プロセスを含め、業務全般の改善余地を検討し、必要に応じて調査計画を見直すこと。この見直しに当たっては、都道府県における調査事務の実態や利活用ニーズを十分に把握した上で、速報性が求められるデータについては早期に公表し、それ以外のデータは年報での公表に一本化するなど、公表体系の更なる見直しも検討すること。 また、今後、速報における集計項目の更なる追加の余地や集計対象の港湾の拡大等、利活用ニーズの変化を踏まえた集計内容の充実を検討すること。		●	(第2回部会で審議)
(3)調査票情報等の保存管理の仕組みの整備	○ 都道府県における調査票情報等の保存管理の実態を把握した上で、可能な限り早期に、国土交通省における調査票情報等の永年保存の仕組みを整備すること。		●	(第2回部会で審議)
2 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況	○ (報告者負担への配慮) 港湾調査について、港湾関連業務の効率化を図るシステムである「サイバーポート」の本格導入により、行政記録情報等の活用や報告者負担の軽減を一層推進するとともに、調査方法の再整理及び調査票情報等の一元管理を実現する。	●		【第2回部会で引き続き審議】 ※1(2)の審議の中で議論

(注) 第1回 (第121回サービス統計・企業統計部会) は、7月31日 (月) に開催
第2回 (第122回サービス統計・企業統計部会) は、8月23日 (水) に開催予定

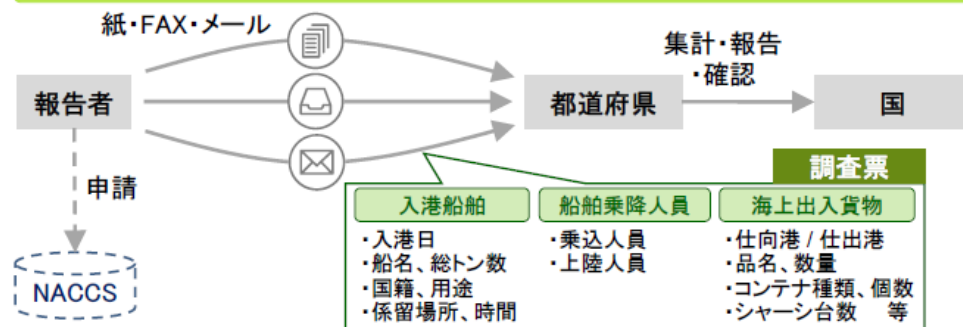
(参考) サイバーポートの概要



サイバーポート(調査・統計)の概要

- 港湾調査に関する一連の作業を一貫してシステム化するほか、報告者はNACCSデータ連携による調査票作成等を可能とし、都道府県は調査票の一元的な管理や自動集計・チェックを可能とする。

港湾調査の現状業務と課題



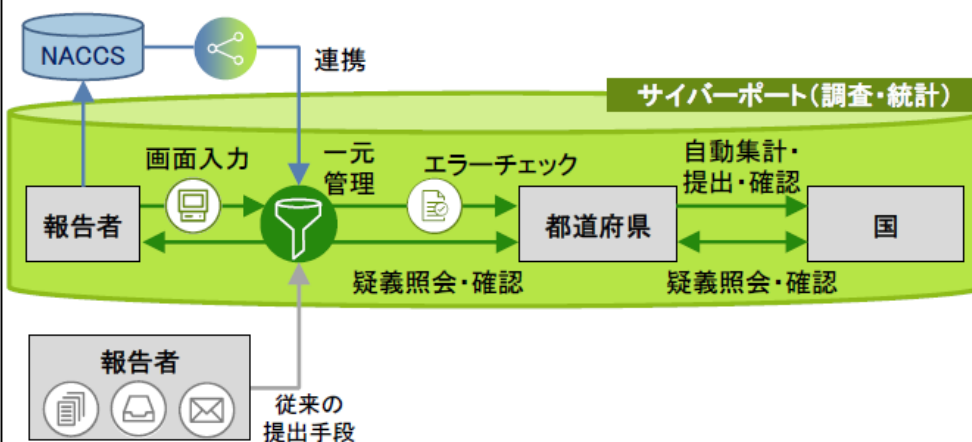
報告者

- ① NACCS等に同一内容を入力。
- ② 報告にあたり、各社から情報収集が必要。
- ③ 疑義照会連絡がメール・電話でくるため、指摘内容が不明確で複数回やり取りが発生。

都道府県

- ① 調査票提出方法/様式が多岐に渡り、管理が困難。
- ② 調査票の確認や、集計作業・チェックが非常に手間。
- ③ 調査票情報が不足しているため、情報を付記。

港湾調査※の電子化の目指す姿



目指す姿

- NACCSデータを活用可能とするとともに、入力支援機能で、コードを探す時間を削減し、作業時間削減・正確性向上を同時に達成。
- 疑義照会の指摘箇所・内容が明確化され、都道府県と報告者のやり取りを最小限に。
- 様々な調査票の様式や提出方法に対し、取込機能等により一元管理することが可能。
- 調査票提出時に自動チェックし、入力漏れ防止/確認作業省力化。また集計作業も自動で実施。